

平成 30 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 4 回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開催日時	平成 30 年 8 月 22 日（水）午前 8 時 30 分～午前 9 時 24 分	
開催場所	かごしま県民交流センター中研修室第 3	
出席者	公益代表委員（4 名）	石塚孔信 竹中啓之 田畑恒春 山本晃正（敬称略）
	労働者代表委員（4 名）	喜納浩信 下町和三 新内親典 松下 徹（敬称略）
	使用者代表委員（4 名）	岩重昌勝 岩元義弘 濱上剛一郎 森山麗子（敬称略）
	事務局（5 名）	小林労働局長 田之上労働基準部長 上ノ原賃金室長 田代賃金室長補佐 有村給付調査官
議題	1 鹿児島県最低賃金の改正決定（答申）に対する異議申出について 2 鹿児島県最低賃金専門部会の廃止について 3 平成 30 年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について 4 平成 30 年度産業別最低賃金の改正決定について 5 平成 30 年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営について 6 その他	
配付資料	1 平成 30 年度地域別最低賃金ランク別決定状況 2 異議申出書（写） 3 専門部会審議経過本審報告書（部会長） 4 運営小委員会報告（写） 自動車（新車）小売業 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 5 平成 30 年度最低賃金基礎調査結果（1 円ピッチ・10 円ピッチ） 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表及び総括表 自動車（新車）小売業 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 6 鹿児島県産業別最低賃金の改定状況の推移 自動車（新車）小売業 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 7 平成 29 年度産業別最低賃金決定状況（全国・ランク別） 自動車（新車）小売業 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	

石塚会長

ただ今から、第 4 回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。

本審議会は、原則として公開することになっておりますが、本日は、9 名の傍聴希望者と南日本新聞社の方が、取材と審議会の頭撮りと答申文等を手渡す際の撮影を希望されています。

私としては、本日の議事の内容からして、公開して差し支えないと思いますので、傍聴、取材及び撮影を認めることとしますので、よろしくお願いします。

また、会議資料の配付についても認めたいと思います。

それでは、審議を始めたいと思います。

先ず、本審議会の成立について、事務局より報告をお願いします。

上ノ原賃金室長

それでは、報告いたします。審議会は、委員の 3 分の 2 以上または労働者を代表する委員、使用

者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されておりますが、本日は、公益側委員4名、労働者側委員4名、使用者側委員4名の12名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますのでご報告いたします。

石塚会長

本審議会は有効に成立しているということですので、これより審議を始めたいと思います。本日の議題は、お手元の資料のとおりとなっておりますので、早速、議題に入りたいと思います。

最初の議題は、鹿児島県最低賃金改正決定（答申）に対する異議申出についてです。事務局より説明をお願いします。

上ノ原賃金室長

異議申出に係る経過と今後の流れ等について、ご説明いたします。

ご承知のとおり、鹿児島県最低賃金改正につきましては、鹿児島地方最低賃金審議会および県最賃専門部会での審議を経まして、8月6日に答申をいただいたところですが、その後、法令に従いまして、鹿児島合同庁舎掲示板に答申内容に異議がある者は申出書を8月21日までに提出するよう公示を行い、併せて、鹿児島県内の各労働基準監督署に対しても通知を行い、監督署の掲示板にも掲示を行ったところでございます。

このような経過を経て、お手元の資料番号2にございますとおり、8月16日に、鹿児島県労働組合総連合、全労連・全国一般労働組合鹿児島地方本部、コープかごしま労働組合、鹿児島県医療労働組合連合会、鹿児島県自治体関連労働組合総連合会及び自交総連鹿児島地方連合会から異議申出書が提出されております。

なお、これらの異議申出書については、事前に目を通していただくよう、その写しを委員の皆様にお渡しさせていただいております。

異議申出がなされた場合には、最低賃金法第11条の規定によりまして、「その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。」と定められております。

従いまして、この後、鹿児島労働局長から異議申出に係る諮問をさせていただきますので、調査審議を行っていただいた後、会長に答申をいただくという流れになりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

石塚会長

ありがとうございました。事務局の方から、異議申出についてのこれまでの経過と今後の流れについての説明がございましたけれども、これについてのご質問、ご意見等はございますか。

（質疑、意見なし）

石塚会長

それでは、局長から異議申出に係る諮問をお願いします。諮問文の写しが机に配付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

(事務局は、諮問文(写)を配布した。)

小林労働局長

それでは、私の方から最低賃金審議会の意見に関する異議の申出につきまして、最低賃金法第12条に基づきまして、諮問をさせていただきます。では、諮問文を朗読いたします。

平成30年8月22日

鹿児島地方最低賃金審議会会長 石塚孔信 殿

鹿児島労働局長 小林 剛

最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出について(諮問)

標記について、鹿児島県労働組合総連合、全労連・全国一般労働組合鹿児島地方本部、コープかごしま労働組合、鹿児島県医療労働組合連合会、鹿児島県自治体関連労働組合総連合及び自交総連鹿児島地方連合会から、平成30年8月16日付けをもって、最低賃金法第12条による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

よろしく申し上げます。

石塚会長

ただ今諮問を受けましたので、異議申出の内容についての調査審議をしたいと思います。まず、事務局から異議申出の内容等について、説明してください。

田代室長補佐

それでは、説明いたします。

異議申出書につきましては、お手元の資料2にその写しをお付けしておりますので、詳細につきましてはそれを御覧いただきたいと思います。まず当該異議申出につきましては、6件とも全て、異議申出期間内の8月21日までの申出であること、当該異議申出者は、当該意見に係る最低賃金の決定によって直接利害関係を生ずる個々の労働者を主たる構成員とする団体であることから異議申出者等の要件を満たしていると認められます。

次に異議申出の内容についてですが、鹿児島県労働組合総連合から提出されたものについては、平成30年度県最低賃金額の引き上げ額について、改めて全国の状況を踏まえ、最低賃金全国単独最下位という汚名を返上する措置を講じること、最低賃金を早急に800円、2020年までに1,000円にすることを確認した政労使合意を確実に履行すること」などを求めるものであって、異議申出の内容が明確であること、働き盛りの若者の人口流出を止めることができないばかりか、最賃に張り付いている労働者の働く意欲が削がれてしまい、地域経済が冷え込む要因になりかねないなどを異議申出の理由としていることが、挙げられております。内容については、確認をお願いします。

次に、全労連・全国一般労働組合鹿児島地方本部ほか4件の異議申出の内容は、各委員の皆様にも、事前に配付しておりますので、説明は省略させていただきます。

また、異議申出の事前配付の際、鹿児島県最低賃金審議会会長あてに異議申出の提出がありましたが、同様に事前配付させて頂きました。なお、本日も机上配付させて頂きましたので、ご確認をお願いします。簡単ではございますが、以上で内容等の説明を終わります。

石塚会長

ただ今、皆さんのお手元にある資料2について、説明をしていただきました。これらの異議申出書については、事前に事務局から皆様に送付等されており、各自で目を通していただいていると思いますので、これから、この件に関して、異議申出に係る調査審議を行っていきたいと思います。

専門部会における審議状況については、8月6日の第3回本審の際に、竹中部会長代理から報告をいただいておりますが、異議の申出がなされましたので、改めて、これまでの本審及び専門部会の調査審議の状況を事務局から説明していただきたいと思います。

田代室長補佐

それでは、本審、専門部会での調査審議状況について、ご説明させていただきます。お手元の資料3に、8月6日開催の第3回本審で資料として添付いたしました専門部会審議経過の部会長報告を再度添付させていただきましたので、詳しい内容は、ご覧いただきたいと思いますが、第1回本審を7月4日に開催し、本年度の県最低賃金改定に係る諮問を行わせていただき、その後、7月30日に第2回本審が開催されて、中賃による目安答申が伝達され、専門部会は7月25日から8月6日まで臨時を含めて計6回に亘って開催し、改正審議が行われました。

専門部会での労使の主張については、資料3の審議経過をご覧いただきたいと思います。

このような経過を踏まえて、全会一致に向けて慎重かつ熱心な審議を重ねてきましたが、双方の考え方に開きがあり、金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示した上で、現行最低賃金737円を24円引上げて761円にする案を示し、採決した結果、賛成5名、反対3名で、多数決により、公益委員案で専門部会の意見として取りまとめられ、同日開催の第3回本審に報告されたわけでございます。

その後、第3回本審において、改めて専門部会報告書のとおり決定してよろしいか諮ったところ、異議あり、ということでしたので、採決した結果、多数決により、賛成多数で、専門部会報告書のとりの結論に達したところです。

以上のように、本年度も長時間、かつ慎重な審議を経て、本年度の答申をいただいたという経過でございます。以上です。

石塚会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から本年度の本審、専門部会での審議経過等を説明していただきましたが、これらも踏まえて、今皆さんのお手元にある異議申出の内容に対するご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

濱上委員

今も説明がありましたように、様々な要素を勘案しながら長時間、十分に審議を尽くした上での答申であると考えております。これ以上審議をする必要はないと考えております。

石塚会長

十分な審議をした上での答申なので、これ以上の審議は必要ないということですね。他に何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。

新内委員

事務局に少し伺いたいのですが、仮に異議を認めた場合ですが、専門部会は金額の審議をする所となっていますよね。この異議の中には、それではない事項が入っていますが、その取り扱いはどうなるのか教えていただければと思います。例えば、全国一律最低賃金制度の法制化を国に求めることとかありますが、これも含めて認めるということになるのか、それとも金額だけの審議することになるのかということについて、お願いします。

上ノ原賃金室長

異議の申し出の公示といいますか、それは、最低賃金を761円にしたことに対する意見を求めていますので、やはり、金額に対しての意見ということになると思います。

新内委員

ありがとうございます。ここにありますように労側は反対をした結果、こういうことになりました。そして、結果的に単独最下位ということになりましたが、その部分は、我々も本当にこういう結果になるということは、そういう可能性があるということも含めて議論をさせていただいています。したがって、異議申出書、今年は事前に頂いて目を通しましたが、労側としても、我々が主張したと内容的にはあまり変わらない、したがって、専門部会の中で、重大な内容の見落としということはないと思っていますので、異議を認めるということではできないのかなと思っています。逆に金額の高い、低いで異議を認めていたら、審議会の機能というのは、これからは発揮できないと思いますので、それぞれ労使の立場で、賛成したり、反対したりすることはありますが、今回の内容については、公益も十分に検討された結果に基づいていますので、異議を認めることはできないのかなと思っています。以上です。

石塚会長

ありがとうございます。ただ今の意見は、専門部会で十分に検討した事項であるので、異議を認めることは審議会の機能上できないということでした。他にご意見がありますか。

喜納委員

先ほど、労側の新内委員が申しあげたように、この異議については、審議会の中でも労側が主張した内容とほぼ重なるような内容なので、それを踏まえて、公益委員会の方に決めていただいて、採決した結果なので、それについては、きちっと受け止めるべきであると考えています。これから以降は私の思いなので、答えていただきたいというものではないのですが、やはり、全国単独最下位というのは、明治維新150周年ということで、労側としては、非常に苦渋の数字だということはある限り話をしております。労働の価値が全国最下位の価値だということで、そのような結果になったことは、労側の主張の不足なり、説得の材料が足りなかったのだと思いますが、私自身、今、最賃で働いている皆さんに、これから組織の中で、今のようなことが出てきますので、その時に、どう説明しようか苦しんでいることは事実ですし、来月は奄美、それから種子島でも説明をしないといけないのですが、この特定最低賃金でもそうですし、今でもどのように説明しようかと思っています。このままでいけば、鹿児島は、もちろん生産性のこともありますが、非常に厳しい最低賃金の環境にあるという気がしていますし、また、今回、特定最低賃金で、総合スーパー、小売りを

含めて、パートのところは、申し入れができませんでした。今の地域最賃に含まれて、それを元にその産業が上がっていくという地域最賃の重要性が増しているということを私は思っていますので、もちろん、審議はしましたけど、私自身はこの結果については、非常に色々な思いを持って、今回受け止めざるを得ないと思っていますので、労働委員の感想として述べましたが、非常に熟知たる思いを持っていることは承知いただきたいと思っています。

石塚会長

ありがとうございます。そのようなご意見を承って、今後の審議には活かしていきたいと思っています。他にございますか。

山本委員

ちょっと、お尋ねしますが、万が一、ここで異議を認めて、金額を変更するという決定をした場合、今後の手続きはどうなりますか。万が一という話になりますか。

上ノ原賃金室長

専門部会を再開して、再度審議し直すことになるかと思えます。

山本委員

そうすると、発効が遅れていくということに結果的にはなるのですか。そうすると、過去に、通常、異議審を設けているということは、当然、審議の結果を、結論を変更することがあり得るという想定がなされているわけですか。単なる儀式ではない。審議を十分尊重しなければいけないとは思っているんですが、もちろん、過去の審議を尊重して、審議をすることは当然必要なことですし、そのような例はありますか。

上ノ原賃金室長

私の知る範囲では、おそらくないと思いますが、当然、私も経験があるわけではありませんので、滅多にないというか、おそらくないのではないかと思います。ただ、手続きとしてこの制度は設けられているわけですから、今、先生がおっしゃられたように、異議を認めてもう1回審議するということは、あり得るといって、手続き上、保障はされているということです。

山本委員

私も単独最下位ということは、可能性としては、あり得ても、ないのかなという意識でいたものですから、単独最下位になってしまったというのは、言わば、これが一つの指標になりますので、全国に、言ってしまうえば、悪い意味でマイナスのイメージを発信してしまう危険性があるのではないかと考えているのですが、あくまでも公益委員は、労使双方の意見を調整して、そこを合わせるというのが任務だと思っていますので、今、双方から、異議を認めるべきではないというご意見がありましたので、それでよろしいのではないかと考えております。

石塚会長

それでは他にご意見はございますか。

濱上委員

お尋ねですが、もう1回審議をすることとなった場合は、メンバーは、当然、変わるわけですね。

新内委員

変わらないのではないですか。専門部会は、まだ、廃止をされていないわけですから。

濱上委員

でも、色々な手続きはあるかもしれませんが。

上ノ原賃金室長

異議が認められないということであれば、本日、鹿児島県最低賃金専門部会は、その任務が終了したことになりますので、解散するという予定になっていましたので。異議が認められた場合は、解散はしないということになりますので、そのまま引き続き、審議をやり直しといたしますか、そのような手続きになると思います。

石塚会長

他にございますか。

(意見なし)

石塚会長

それでは、皆様のご意見では、労使双方から、審議の中で議論を経ていることであり、すでに十分調査審議済みである、8月6日付で答申した原意見のとおり決定することが適当である、といったご意見だったと思います。

それでは、お諮りいたします。本件、鹿児島県労働組合総連合他5団体の異議申出については、当審議会の結論としては、すでに十分調査審議済みであって、8月6日付で答申した原意見のとおり決定することが適当であるとしてよろしいですか。

(異議なし)

石塚会長

それでは、当審議会の結論は、8月6日付け答申のとおり、決定することが適当であるということにいたします。事務局が答申文を作成する間、5分程度休憩したいと思います。9時ぐらいから再開したいと思います。よろしく申し上げます。

(休憩)

(事務局は、答申文(写)を配布した。)

石塚会長

それでは、再開します。異議申し出に関して諮問があったことに対する答申分を読み上げますので、局長、前の方へ来ていただいてよろしいですか。

平成30年 8月22日

鹿児島労働局長 小林 剛 殿

鹿児島地方最低賃金審議会 会長 石塚孔信

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出について（答申）

平成30年 8月22日貴職から、8月6日付け鹿児島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する鹿児島県労働組合総連合、全労連・全国一般労働組合鹿児島地方本部、コープかごしま労働組合、鹿児島県医療労働組合連合会、鹿児島県自治体関連労働組合総連合及び自交総連鹿児島地方連合会からの異議申し出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

平成30年 8月6日付け答申どおりに決定することが適当である。

以上であります。

小林労働局長

どうもありがとうございました。

石塚会長

それでは、2番目の議題に入ります。2番目の議題は「鹿児島県最低賃金専門部会の廃止について」、この件に関して事務局から説明をお願いします。

上ノ原賃金室長

それではご説明いたします。鹿児島県最低賃金専門部会は、7月4日の県最賃改正の諮問を受けて設けられ、臨時を含めて計6回にわたり開催いたしまして、8月6日の第3回本審の場で部会報告を行い、採決の上、会長より答申が行われたところでございます。その答申について異議申出がなされ、本日審議していただきました結果、8月6日の答申どおりという結論をいただいたことから、県最賃専門部会としての役割が本日をもって終了したものと思います。最低賃金審議会令第6条第7項では最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする、と規定されており、既にその任務を終了したと思われることから、本年度の鹿児島県最低賃金専門部会につきましては、本日をもって廃止してはどうかという提案でございます。

どうぞご審議をよろしくお願い申し上げます。

石塚会長

ただ今、事務局より平成30年度鹿児島県最低賃金専門部会は、その任務を終えたということで、廃止してはどうかという提案がありましたが、廃止するというところでよろしいですか。

（異議なし）

石塚会長

それでは、平成29年度鹿児島県最低賃金専門部会は、本日をもって廃止することといたします。
続きまして、3番目の議題、「平成29年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の審議に入ります。これにつきましては、8月17日に開催されました運営小委員会で審議がなされております。田畑委員長から報告をお願いしたいと思います。

田畑運営小委員会委員長

産業別最低賃金の改正の申出は、自動車（新車）小売業及び電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の2件について提出され、7月30日に開催されました第2回本審の際に、鹿児島労働局長から改正決定の必要性の有無について諮問を受けております。このため、8月17日に運営小委員会を開催しまして、申し出のあった2件の産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について、関係労使の方々を交えて審議いたしました。

その結果、自動車（新車）小売業と電気部品製造業関係の2件については、全会一致で「改正決定の必要性あり」との結論になりました。

報告書の内容は、お手元の資料番号4の（1）及び（2）の報告書の写しのとおりとなっておりますので、ご覧ください。

それでは、資料を読み上げます。まず、資料4の（1）です。

平成30年8月22日

鹿児島地方最低賃金審議会会長 石塚孔信 殿

鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会委員長 田畑恒春

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、平成30年7月30日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員、田畑恒春、竹中啓之、野平康博
労働者代表委員、喜納浩信、下町和三、新内親典
使用者代表委員、岩重昌勝、内道雄、濱上剛一郎

続いて、資料4の（2）をご覧ください。

平成30年8月22日

鹿児島地方最低賃金審議会会長 石塚孔信 殿

鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会委員長 田畑恒春

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、平成30年7月30日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

これは前と一緒にですので、省略いたします。
それでは、私から会長へ、報告書をお渡しします。

(報告書を石塚会長に手渡した。)

田畑運営小委員会委員長

なお、運営小委員会の結論の報告に際して、運営小委員会の審議の中で議論された、労使各側の主な主張も報告することになっておりますが、労使各側の主な主張の報告メモが、机にお配りしてありますので、説明は省略させていただきます。

石塚会長

ありがとうございます。それでは、今の田畑委員長からの報告を踏まえて、各産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議いたします。ただ今の報告について、ご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

(質疑、意見なし)

石塚会長

それでは、ご意見がないようですので、皆様にお諮りします。
7月30日の第2回本審において、鹿児島労働局長から諮問を受けております自動車(新車)小売業を始めとする2件の産業別最低賃金についての改正決定の必要性の有無につきましては、運営小委員会の結論を受けまして、当審議会においても、自動車(新車)小売業と電気関係の産業別最低賃金については、改正決定の必要性ありとして、決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

ありがとうございました。それでは、当審議会は運営小委員会における結論と同じ結論に決定いたしましたので、これより鹿児島労働局長に答申したいと思いますが、事務局は答申文を準備してください。

(事務局は、答申文(写)を配付した。)

石塚会長

それでは、答申文をお渡ししますので、局長、前の方へお願いします。

平成30年8月22日

鹿児島労働局長 小林 剛 殿

鹿児島最低賃金審議会会長 石塚孔信

鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、平成30年7月30日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鹿児島県自動車（新車）小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

それから、つづきまして、

平成30年8月22日

鹿児島労働局長 小林 剛 殿

鹿児島最低賃金審議会会長 石塚孔信

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、平成30年7月30日付けをもって、最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上でございます。

（答申文を局長に手渡した）

以上で、3番目の議題の平成30年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議を終了いたします。

次は、4番目の議題、平成30年度産業別最低賃金の改正決定についてです。それでは、産業別最低賃金の改正決定について、諮問をお願いします。

（事務局は、諮問文（写）を配付した。）

小林労働局長

ただ今、自動車（新車）小売業と電気関係との2件の産業別最低賃金の改正決定の必要性につきましては、必要性ありの答申をいただきましたので、早速ではございますが、これら2件の産業別最低賃金の改正決定につきまして、諮問させていただきます。

それでは諮問文を読み上げます。

平成30年8月22日

鹿児島地方最低賃金審議会会長 石塚孔信 殿

鹿児島労働局長 小林 剛

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会に調査審議をお願いします。

記

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第4号）

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第2号）

以上でございます。

よろしく願いいたします。

石塚会長

ただ今、自動車（新車）小売業と電気関係の2件の産業別最低賃金の改正決定について諮問を受けました。これら2件の審議を行うことに際しましては、最低賃金法第25条第2項に基づきまして、専門部会を設置することになります。本日の諮問を受けまして、今後は各専門部会での審議となりますので、よろしく願いいたします。

次は、議題5の平成30年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営についてです。従来、産業別最低賃金の改正決定につきましても、全会一致を目指すべきものとされております。最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、専門部会の決議が全会一致である場合は、その専門部会の決議をもって、本審の決議とするという取扱いをして参りました。今回諮問を受けました2つの産業別最低賃金の改正につきましても、これまでと同様の取扱いをしたいと思っておりますが、よろしいですか。

（異議なし）

石塚会長

ありがとうございます。それでは、全会一致の場合は、専門部会の決議をもって本審の決議とすることにします。

最後の議題は「その他」となっておりますが、何か委員の皆様方からご意見、ご要望等はありませんか。

新内委員

もし、分かっていたらですが、専門部会の委員選出の日程について、教えていただければと思います。

石塚会長

その件は、この後、事務局から説明があると思います。他にありませんか。それでは、今後の日程について事務局から説明をお願いします。

田代室長補佐

鹿児島県産業別最低賃金の改正決定等に係る今後の日程について、ご説明いたします。

本日、改正決定の諮問をさせていただきました2つの産業別最低賃金につきましては、各専門部会委員の推薦の公示を本日から早速行いますので、委員の推薦は9月7日金曜までをお願いしたいと考えております。また、諮問に対する関係労使の意見の聴取に係る公示につきましても本日もいたしますが、意見の公示につきましては、締め切りを9月11日火曜日までと考えております。

年内発効のためには、それに間に合う最終の結審日が10月31日水曜日となっております。早期に発効できるよう、各専門部会は9月下旬から開催していくということで、現在、日程調整を行わせていただいております。どうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。産業別最低賃金につま

しては、関係労使のイニシアティブにより設定されるという性格から、全会一致に至るよう努力することが望ましいとされておりますが、万が一、全会一致に至らず採決となった場合は、その後で再度、本審を開催することになります。専門部会を進めていく中で、必要に応じて第5回本審の日程を調整させていただく場合もございます。その際には、どうぞご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、今後の本審の予定について説明させていただきます。第1回の本審におきまして、年間の運営予定を資料としてお出しして提案させていただきました。この中でわかりのとおり、定例的な本審としましては本日が最後となります。

その理由は次のとおりでございます。平成17年度までは12月と3月にもそれぞれ本審を開催しておりましたが、平成18年度からは、これらの本審を省略してきている経緯がございます。省略の理由としまして、12月に本審を開催する場合には、各産業別専門部会が結審して、専門部会がその役目を終えている時期に当たりますので、各産業別専門部会からの報告と専門部会の廃止が主な議題となってまいります。しかしながら、産業別専門部会の報告につきましては、専門部会の結審後、遅滞なく速やかに会長宛てに専門部会報告を送らせていただくという方法によって、代替措置を講じることが可能でございます。また、各専門部会の廃止につきましては、その任務を終了したときは、任務を終了した時点で廃止できることになっておりまして、各専門部会が結審し、異議申出がなかった場合には、異議申出締切日の翌日をもって廃止するという旨を、あらかじめ本審で議決しておくことによって対応可能であることから、そのような手続をとることで、例年どおり、12月の本審は省略できるのではないかと考えているところでございます。

なお、異議申出があった場合には、地域別最賃と同様に局長が諮問いたしまして、本審の場でご審議いただくこととなりますので、その本審において産業別専門部会の廃止を議決していただければ足りるのではないかと考えてございます。

また、3月に本審を開催する場合、次年度の審議会運営についての概要の説明や、あるいは次年度の産業別最賃の改正等に係る関係労使からの意向表明の報告などが主な議題として考えられますが、これにつきましても先ほどと同様に、事務局のほうで資料を取りまとめまして、各委員に宛てた文書でお知らせするという方法によって、代替措置を講じることが可能でありますことから、3月の本審も省略できるのではないかと考えておるところでございます。

以上を踏まえて、今年度におきましても、これまで同様12月及び3月の本審を省略するという点について、ご審議をお願いいたします。

なお、省略するとした場合でも、今後、審議会の場で審議しなければならないような事項が出てくる可能性がございまして、そのような場合には、事務局から速やかに会長にお伝えして、会長にご判断いただいた上で、審議会を招集するという点も当然あり得ます。どうぞその点につきましてもお含みおきいただきますように、よろしくお願い申し上げます。説明は以上でございます。

石塚会長

ありがとうございます。今の事務局の提案を要約しますと、1つ目は、産業別最低賃金の専門部会で全会一致に至らなかった場合には、本審を再度開催することになるが、その本審の日程は、各専門部会の審議状況を見て調整したいということ、2つ目は、平成17年度までは、12月と3月に定例的な本審を開催していたが、18年度以降はこれを省略しており、本年度も12月と3月の本審は省略してはいかかということです。

そのために、1点目、まず決めておかなければならないことは、結審した各専門部会の廃止手続について、異議の申出がなかった場合、その異議申出締切日の翌日をもって廃止するというのを、あらかじめこの本審で決めておく必要があるということ、2点目、本審を省略するための代替措置として、本審で行っていた各部会長の報告や産業別最賃の意向表明などは、事務局からのいろいろな報告や説明などについては、12月の時期や3月中にそれぞれ文書で行うということになるということです。

この2つの取り扱いについて、ご異議、ご意見等はございませんか。先ほど、新内委員からご質問があった内容です。

(異議、意見なし)

石塚会長

それでは、第5回本審を開催することとなった場合の日程は各専門部会の審議状況をみて事務局の方で調整してもらうこととなりますので、よろしくをお願いします。

また、結審した各専門部会については、異議の申し出がなかった場合は、その異議申出締切日の翌日をもって廃止することにします。

なお、すべての産別が全会一致で結審した場合は、第5回本審は開催しないこととなりますが、第5回本審を開催しないことについては、事務局から委員の皆様へ連絡をお願いします。

また、本審で行っていた各部会長の報告や産別最賃についての意向表明など、事務局からのいろいろな報告等については、12月及び3月に文書で行うとする取扱いで、12月と3月の本審は省略しても特に問題はないと思います。

以上のとおりで、如何でしょうか。

(異議なし)

石塚会長

それでは、事務局提案どおりの措置を講じることを前提に、本年度も今後の本審は省略することに決定いたしました。

なお、これにかかわらず審議する議題が生じた場合は、事務局へお知らせください。必要に応じて、会長である私の判断で審議会を開催する可能性があることについては言うまでもありませんので、念のため申し上げます。

他には何かありますか。

(質疑、意見なし)

石塚会長

それでは、無いようですので、以上で本日の審議会は終了します。

最後に議事録署名人を指名します。労側は新内委員、使側は濱上委員をお願いします。

議事録署名

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
